

登別市入湯税取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、入湯税賦課徴収業務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(納税義務者)

第2条 入湯税は、宿泊するか否かを問わず、旅館、寮、保養所等これらに類する入湯施設を利用して、温泉又は鉱泉に入湯する客に対して課するものとする。

(税率)

第3条 入湯税の税率は、入湯客1人1日につき、それぞれ次に定める額とする。

(1) 一般客	宿泊	300円
	日帰	50円
(2) 修学旅行者 (高校生以上)	宿泊	70円
	日帰	50円
(3) ユース・ホステルの会員 (日本ユース・ホステル協会登録旅館を利用した場合)	宿泊	100円
	日帰	50円
(4) 湯治客		70円

2 入湯税の徴収に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 前項の「宿泊」とは、通常夕方から翌朝まで就寝を伴う旅館等の利用行為をいうものであるが、夕方から夜中まで、又は夜中から翌朝までの旅館等を利用する行為についても、通常旅館等が宿泊として取り扱うべきものは、ここでいう宿泊に含まれる。

(2) 前項の「日帰」とは、宿泊以外の旅館等の利用行為をいうものであるが、食事のために利用する行為であっても、滞在時間が相当時間数以上あり、かつ休憩室及び座敷等を有料で提供する場合は、ここでいう「日帰」に含まれる。

(3) 前項の「修学旅行者」とは、学校教育法第1条に規定する学校のうち高等学校以上の生徒をいう。

(4) 前項の「湯治客」とは、療養のため引き続き7日以上滞在する者をいう。

(5) 令和2年4月1日施行の一般宿泊客に係る税率の改正に伴い、令和2年4月1日以降の宿泊については、その予約時期に応じ次のとおり経過措置を適用する。

ア 令和元年12月31日までに予約した場合は、改正前の税率(150円)

イ 令和2年1月1日以降に予約した場合は、改正後の税率(300円)

(課税免除の範囲)

第4条 課税免除の範囲は次のとおりとする。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 修学旅行の生徒(義務教育課程の者)

2 前項における修学旅行生にかかる課税の免除又は軽減については、学生の担税力を考慮して定められたものであり、これらの取扱いについては、次の点に留意すること。

(1) 課税免除又は軽減されるのは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学の実施機関が、学校教育の一環として通常1学級以上を単位として行う修学旅行において、これらの学校の代表者又はその指定する教員等の引率する学生の入湯行為であること。

(2) ここでいう修学旅行とは、一般社会通念上の修学旅行をいい、学級の一部又は学生の一部の者を対象として休暇中に行う任意的な行事は含まれない。

(3) 特別徴収義務者は、修学旅行団体の引率者から修学旅行証明書を徴し、申告の際に納入申告書に添付しなければならない。

(特別徴収の手続き)

第5条 入湯税は鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者とし、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額、その他必要事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納付（入）書によって納入しなければならない。

(特別徴収義務者の経営申告)

第6条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した入湯税特別徴収義務者経営申告書を市長に申告しなければならない。また、申告した事項に異動があった場合においても、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前号のほか市長が必要と認める事項

2 鉱泉浴場の経営を廃止又は休業する場合は、その旨を記載した入湯税特別徴収義務者経営廃止又は休業届出書を市長に提出しなければならない。

(帳簿の記載義務)

第7条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日、入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第8条 帳簿に記載すべき事項について、その記載を怠り、又は虚偽の記載をした場合又は保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においてはその者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほ

か、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(徴税吏員の質問調査権)

第9条 徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は特別徴収義務者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しも含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

(1) 特別徴収義務者

(2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者

(3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

(検査拒否等に関する罪)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 帳簿、書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

(2) 帳簿、書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

(3) 徴税吏員の質問に答弁しないもの又は虚偽の答弁した者

2 法人の代表者又は、法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し罰金刑を科する。

(脱税に関する罪)

第11条 特別徴収義務者が徴収して納入すべき入湯税の納入金の全部又は一部を納入しなかった場合は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 使用人その他の従業員がその業務に関して脱税した場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し罰金刑を科する。

(更正及び決定)

第12条 納入申告書の提出があった場合、その申告した課税標準額又は税額が調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 また、納入申告書を提出期限までに提出しなかった場合は、その調査によって申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

(各種加算金)

第13条 申告納期限までに申告納入しなかったり、あるいは正しく申告しなかった場合は、本税のほかに次のような各種加算金を加算して納入しなければならない。

(1) 延滞金

(2) 過少申告加算金

(3) 不申告加算金

(4) 重加算金

(更正及び決定等に対する不服の申し立て)

第14条 更正及び決定、各種加算金の加算等の処分を受けた者で、その処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であれば、市に対し不服審査請求をすることができる。